

埼玉の夜明け

第47巻
第2号
通算146号

日本キリスト教団
関東地区委員
社務部

第18回平和を求める八・一五集会

『決断する信仰、告白する教会』

徳丸町キリスト教会牧師 朝岡 勝



一・七月一〇日以後の私たち

七月一〇日以後の私たちは、今までのような状況下に置かれているのでしょうか。選挙の結果、政権与党は、他の改憲推進派の少数野党とともに参議院でも三分の二の議席を得ました。これで衆参両院の議員の三分の二以上の賛成で改憲を発議できるとする、憲法第九六条の条件が満たされたことになりました。

二・自民党改憲草案の問題点

自民党は二〇一二年四月に、「日本国憲法改正草案」(以下「改憲草案」)を発表しています。この改憲草案の問題点は次の六つの点に集約することができます。すなわち第一に立憲主義と国民主権の否定、第二に基本的人権尊重を否定し、個人より国家を優先する姿勢、第三に天皇制国家の価値観の強要、第四に宗教の自由と政教分離原則の崩壊と国家の宗教への介入・宗教の政治利用、第五に平和主義の放棄と戦争ができる国への転換、そして第六に緊急事態条項の新設による全権委任法出現への懸念です。

今回の改憲草案の問題点のうち、私たちがもっとも注意しなければならぬのが、憲法二〇条と

八九条に関する議論でしょう。憲法二〇条には「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とありますが、改憲草案二〇条は「信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。③国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。(傍点筆者)」となっ

ています。同じく憲法八九条の「公金及びその他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」も、改憲草案八九条では「公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き(傍点筆者)、宗教

的活動を行う組織若しくは団体的使用、便宜若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。(二は略)」としていま

ここで問題となるのは、改憲草案二〇条三の但し書き部分です。この部分の解釈や運用次第では政教分離の原則はなし崩しになり、ひいては信教の自由そのものが侵害され、崩されていくでしょう。

この部分の解釈や運用次第では政教分離の原則はなし崩しになり、ひいては信教の自由そのものが侵害され、崩されていくでしょう。

「最高裁判例を参考にして後段を加え、『社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないもの』については、国や地方団体による宗教的活動の禁止の対象から外しました。これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が解決されます」と解説されています。さらに改憲草案の起草責任者である磯崎陽輔参議院議員の解説では、「靖国神社参拝も、明文の規定をもって、禁止されないことになりまし」と言われ、こ

靖国神社参拝を問う違憲訴訟、昭和天皇の代替わりと大嘗祭に関して政教分離原則への違反を問うた訴訟など、これまで問われてきた問題はすべて過去の事柄として葬り去られ、もはやこれらの問題を問うことすらできなくなるでしょう。そればかりか、このような意図による条文改正であるならば将来的には首相、閣僚、ひいては天皇の靖国神社公式参拝、さらには神社非宗教論の復活とそれに基づき国民の神社参拝強制、靖国神社や伊勢神宮、明治神宮の国営化など、国家の宗教への露骨な介入と宗教の政治利用による天皇制支配へと道を拓くものになりかねません。これはかつて国民儀礼の名の下に天皇崇拜、神社参拝に屈してきた罪責を担う日本の教会にとつては絶対に阻止しなければならぬものであり、私たちの信仰告白的な闘いの焦点であると言え

靖国神社参拝も、明文の規定をもつて、禁止されないことになりまし」と言われ、ここにこの条文の真のねらいがあるのです。

靖国神社参拝を問う違憲訴訟、昭和天皇の代替わりと大嘗祭に関して政教分離原則への違反を問うた訴訟など、これまで問われてきた問題はすべて過去の事柄として葬り去られ、もはやこれらの問題を問うことすらできなくなるでしょう。そればかりか、このような意図による条文改正であるならば将来的には首相、閣僚、ひいては天皇の靖国神社公式参拝、さらには神社非宗教論の復活とそれに基づき国民の神社参拝強制、靖国神社や伊勢神宮、明治神宮の国営化など、国家の宗教への露骨な介入と宗教の政治利用による天皇制支配へと道を拓くものになりかねません。これはかつて国民儀礼の名の下に天皇崇拜、神社参拝に屈してきた罪責を担う日本の教会にとつては絶対に阻止しなければならぬものであり、私たちの信仰告白的な闘いの焦点であると言え

三・決断する信仰を求めて

以上のような改憲路線が現実となりつつある今、私たち、教会はどのような状況にあるのでしょうか。私たちの間でも「左翼」、「右翼」のレッテル貼りは続いています。古くからある「教会に政治はタブー」との声をいまだに乗り越えられない現実があります。「日

本を愛するキリスト者の会」に見られるような、ある種古典的な日本キリスト教への回帰の動きがあります。「個人で政治的意見を持つのはかまわないが、教会としての意思表示はすべきでない」、「牧師が特定の立場に立つと、信徒の自由を奪うことになる」、「教会は非職主義・絶対平和主義ではない。軍備は必要だし、中国の脅

威に対する備えは必要だ」という声も聞こえてきます。しかし、個別にはさまざまな意見の表明や賛成・反対の動きはあっても、おしなべていえる教会は時代のなかでいよいよ内向きになり、保守化しているという印象を持ちます。教会はますます沈黙を決め込むようになっていくのではないかと考えてならないのです。

どうしてなのだろうか、と考えると、少なくとも過去二〇一三〇年ほど前まではもつと教会は声を発していたのではないかと。どうして教会は次第に声を潜めるようになってしまったのでしょうか。政治に関わる問題を教会に持ち込むと教会が割れてしまふ、教会は政治問題については中立であるべきだ、牧師が特定の立場をとると信

主張

ドイツ宗教革命の始まりを告げることとなった文書、すなわち、ルターが一五二七年一〇月

三日ヴィッテンベルク城内の教会の門扉に張り出した『九十五カ条の提題』の最初で、ルターは「キリスト者の全生涯は悔い改めである」と述べている。これは当時のカトリック教会において、罪の赦し（贖宥状）が金で買えるのかの様に安直に考えられていたことに対するルター批判であり、問題提起であった。「人は信仰によってのみ義とされる」（信仰義認説）であり、贖宥状は買うことではないという点である。教会は、「恵みにより召された者の集い」と告白される。「教会」は人々なのだ。宗教改革時のカトリック教会が「教会」というとき、教会領や教会の法体系を意味していたのに対し、改革者たちが「教会」を「集い」「人々の群れ」と規定したことは、革命的なことであった。「教会」は建物ではなく、キリストの担い手として地上でキリストを表すものとして存在し、その主体は人々なのだ。このルターの宗教改革の提起を思い、頭によぎることは、自由とは、「相手を思い、その考えによく学ぶ気概すなわち知力」だと思ふ。

さて、このような神に仕える者たちの間にも、真実を求め、神の近くへとより求める闘いが繰り返された。そこでは、フランスの思想家

ヴォルテールの考え方である。

「I disapprove of what you say, but I will defend to the death your right to say it」 was his attitude now. 「私はあなたの意見には反対だ、だがあなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」である。なんと素晴らしい言葉であろうか。異なる意見に耳を傾け対話し、本當の議論をすることが、民主主義の根幹であり、「あなたの意見には反対だ」が、反対者の意見にも耳を傾ける姿勢が必要だと思ふ。自分の考えを意志をもって主張しつつ、相手の意見にも耳を傾け、考える。このような世の中が戻ってきたように思う。というのも、戦後の激動の時代を経て、今、民主主義の根幹を崩し、危機的な世の中をつくりつつある安倍内閣のお陰で、私たちは真剣に考えることができるのだ。巷で飛び交う、「立憲主義」、「憲法改正」、「閣議決定」、「集団的自衛権」、「緊急事態条項」、「安全保障」、「国防軍」、「審判所」、「戒厳令」・・・等の言葉の意味は深く、様々な主張があるにもかかわらず、「閣議決定」という、「全権委任型」に近い体制構築を考えているとしか思えない。反論者の意見を封じ、正に「国民主権」「基本的人権」について考えない現体制に対し、これから、私たちは、「議論」とは何か、「集い」とは何かを真剣に考えつつ、自己を見つめ、「神の、御言葉も従い」学んでいきたい。

徒が教会におれなくなる、もつと牧会的な配慮をすべきだ、等々の声も聞こえてきます。しかし、そもそも教会は中立であることは可能なのかと問われるのです。

四、告白する教会を目指して

「信仰告白の事態」と見なされる時代を迎え、困難な状況の中にあつても、しかしこの国における教団教派を超えての告白教会の形成を目指す、ささやかな取り組みが始まっています。日基教団の先生方も多数賛同してくださっていますが、二〇一三年一月六日に立ち上げた「特定秘密保護法に反対する牧師の会」があります。

小さな働きではありますが、これまでに五七〇名以上の牧師たちが賛同してくださり、安保法制を巡る法案審議の際には衆参両院の特別委員会メンバーに対する議員要請を重ねたり、ブックレットを出版したり、様々な講演会などを開催するなどして、働きを続けて来りました。

さらに、国会前でのデモに参加したり、議員要請を続ける中で、キリスト者として一番になすべきこととして祈りの重要性をあらためて示され、国会の場で祈ろうということになり、これまでに様々な祈りの要請を行い、またともに祈るためにPeaceMakers' Prayer

Meeting@国会」という祈り会を二度に亘り衆参の議員会館を会場に開催しました。「祈ることしか」でなく「祈ることこそ」すべきことと信じ、最後の手段としてではなく、最初の一步としての祈りを、「外的奉仕のための内的集中」の時として捧げていきたいと願っています。

私たちは、キリストに従う者として召され、この地に遣わされて生きています。私たちを招かれるお方の御声に答えて生きようとするならば、必ずどこかの地点に立たなければなりません。そこには一つの決断が求められます。中立はあり得ないし、評論家然とした態度に終始することはできません。私たちはまさに当事者として、この世の只中に遣わされた者として、そこで責任を引き受け、具体的な状況において毎日に決断を繰り返しながら、生きておられる主イエス・キリストへの告白に生きています。教会はまさにこの主への告白に生きる共同体です。その意味で、決断する信仰に立ち、告白する教会として、この困難な時代にあつても精一杯生きる群れとならせていただきたいと思います。願っています。勝利者キリストにある希望をもって、平和のために仕える教会とならせていただきます。

書評

信仰に基づく抵抗権

いのちのことは社

渡辺信夫著

浦和東教会 井上 雅雄

この本は二・一一集会以て、講師の山口陽一先生の紹介により、出版直後に求めた。

本は一・自身の海軍士官としての大戦経験二・歴史における「教会の抵抗権」三・現代の国家と教会の抵抗権四、「三・一一」と原発の第二の敗戦からなっている。

「軍隊」という機構に入れられ、嘘作りの連鎖である戦争を経験し「思想としての抵抗権を意識し始めた。多くの「無意味な壮烈なる戦死」を聞く度に、「もう無意味な軍務に服することはしない！」と思いつつも「艦全員の破滅を招くようなことは今できない」との苦悩が「知的・精神的要素」の足らなさが逆らい抵抗することの難しさを教えてくれる。

敗戦後、戦争経験から朝鮮戦争への協力を拒否するなど、その後信仰に基づく「抵抗権」への生き方の原点となっている。

カルバンの「キリスト教綱要第四編二〇章の抵抗権から「国家と教会」の在り方を学び、「靖国闘争」や「政教分離」の運動が生ま

れていくのである。ドイツ改革派が地上の教会の「立憲的」性格を把握しそれに追従して国家が「立憲主義」を建てていった事実を評価し、国家の存立の危うい我が国を憂いている。また「アウグスブルグ信仰告白」をもとに「上にある権威」に従うことが神のみ旨であり、「教える教会」の在り方を次のように述べている。「それは教理と説教によって立つのであって、儀式や礼典や伝統や習慣によつて存立するのではない。」

「教会はみ言葉により日々あらたにされ、社会の中で改革と成長」を目指すものではないだろうか。私はそのような教会形成を人口の六%がキリスト者の台湾の教会に見るのである。

宗教改革の教会から「抵抗権の神学」が生まれ、第二次大戦中のヨーロッパ教会の「信仰に基づく抵抗権」としてのナチへの教会闘争や朝鮮長老教会の抵抗について述べている。

日本の教会が戦争罪責を考えることが弱いのは「教会論」がないためであり、教会は六〇年代に入り外部から触発されて「戦争責任」を論及し始めた。

抵抗権の思想は、外部からの刺激ではなく、自分の中から立ち上がる意識であり、それは神によって立てられている「上に立つ権威」（ロマ書一三）に基づく信仰

によつてこそ明らかにされるのである。

「三・一一と原発事故」を第二の敗戦と受け止め、「原子力の平和利用」という欺瞞政策の悪魔性が明らかにになった。七〇年前の「第一の敗戦」の国民への欺瞞性に等しく、「立憲政治の破壊」に対して、今「信仰による抵抗」が求められている。

この本は全ての教職に読んでほしいと願う次第である。

環境問題講演会報告

和戸教会 内田 英之

去る七月二四日午後三時より和戸教会において平沢功牧師（北千住教会）による「環境問題講演会」が開かれました。地区社会委員会（後藤龍男委員長）の主催によるもので、テーマは「福島原発事故から五年―祈る、見る、聞く、語る―」。平沢牧師は平和そのものであるキリストの御言葉に従い、信徒や教会学校生徒らの願いを鳩や木の葉になぞらえた平和の木に貼り付けるなどの活動を経た後、昨年四月のイースターに「北千住教会平和宣言」を発表されました。この宣言は、「教会は他者のために存在するときだけに教会である」（ボンヘッファー）との言葉を想起し、聖書に聴き、聖霊の導きを祈り求め、主の御言

葉に誠実に歩むことを表明し、以下の御言葉で締めくくっています。「わたしは神が宣言なさるのを聞きます。主は平和を宣言されます。御自分の民、主の慈しみに生きる人々に、彼らが愚かな振る舞いに戻らないように。主を畏れる人に救いは近く、栄光は私たちの地にとどまるでしょう。慈しみとまことは出会い、正義と平和は口づけし、まことは地から萌えいで、正義は天から注がれます。主は必ず良いものをお与えになり、わたしたちの地は実りをもたらし、わたしたちの道を備えます」（詩篇八五編九〜一四）。そして、東日本大震災・原発事故後、「諸宗教による祈りの集い」を福島で開催、来年五回目の開催が予定されています。

特に原発事故については、詳しい資料を基に被災地の現状や避難区域の概略、関連死や健康問題、中間貯蔵施設の現状などに具体的に言及し、改めて原発事故の悲慘さを考えさせられました。

先の参議院選挙では、改憲勢力が三分の二以上を獲得し、戦後の日本を支えてきた平和憲法が改悪の方向に向かいつつあります。安倍政権は憲法の決意、確認、誓いを反故にし、キリスト者の戦責告白を否定し、「戦争する国」に向かつて確実に歩み始めています。また、五年前のあの悲惨な原発事

故のことを忘れ、原発推進の動きを加速させています。平沢牧師はこの動向を深く危惧し、私たちキリスト者は小さな存在ですが、原発の被害の大きさ、健康に与える影響、次世代への責任を考えるなら、廃止・廃炉しかない」と主張します。参議院選挙でも福島では戦争法廃止、原発廃止の野党統一候補が巨大与党を制して勝利しました。主の「タラントンのたとえ」の少しのものに忠実であることが

神に喜ばれるとの教えを信じ、今できる働きをしていきたいと締めくくられました。本当に、未来に向かつて生きる勇気の与えられた講演でした。

第四六回関東教区

社会活動協議会

和戸教会 後藤 龍男

二〇一六年九月一八日〜一九日に茨城地区において催されました。場所は土浦市ビジネスホテル・レストラン「つくし」（十八日）と予科練平和祈念館・土浦（十九日）で今、いのちを見つめる

――脱原発と非戦を考へる

▼十八日

講師は村上 達也氏（元茨城県東海村村長、安保関連法の廃止、立憲の回復を求める茨城県市民連合共同代表、脱原発をめざす首長

会議世話人)

先ず講師が村長になろうとした動機を話しの前提として自己紹介。一九九七年当時は地方分権時代の到来で国と対等であるという新しい風に村民主役の村づくりのために村長に就任した。その二年後の一九九九年九月三日には東海村JCO臨界事故との遭遇で国や県の対応を待たず村民の避難を行った。その時、原子力政策のお粗末さ、この国の姿が見えたという。この間、熊本水俣市との出会いあり、二〇〇五年と二〇〇九年の村長選挙では、原発推進の原子力事業所、日立製作所、自民党の三者連合相手の選挙で再選され、二〇一一年の福島第一原発の事故後には原子力撤廃の姿勢を鮮明にした。このあと次の七項目についてレジメにより講演

- 一、日本国憲法のコア―People (人民) であって国家ではない
- 二、日本国憲法の危機(国家主義政権の誕生と世論の脆弱性)
- 三、原子力政策は「国策」、軍の論理と国家の論理(力で国民に犠牲要求)
- 四、東日本大震災後と国民の意識が変化、世相変化に注視を!
- 五、福島原発事故とその後―倫理感なき日本の悲劇(再度のフクシマは不可避)
- 六、アベノミクスはグローバルゼーションと戦前回帰の価値観

(財閥支配経済社会)の混合

七、未完の清算、先ずは自らの非を認めよ―侵略の実態を知ることから
講演後の質疑応答をもって一日目終了
▼十九日
予科練平和祈念館と雄翔館(ゆうしようかん) 見学
戦時中は子どもであった私たちの年代の者は「予科練」という「若い血潮の予科練の七つボタンは桜に満ち」のメロディーが頭に浮かび、このあとの歌詞は「霞ヶ浦にや…」と続く、その予科練を見学するのは初めてで靖国神社の「遊就館」程の規模ではありませんが、記念館の案内員の説明を聞きました。展示資料が多く早足で館内を見て回りました。予科練は十五歳以上二十歳未満の学力・体力とともに優秀な少年を飛行兵として入隊させ、きびしい教育訓練課程を経て海軍航空隊の中堅幹部に育て上げました。(敗戦までの十五年間で約二十四万人が入隊)予科練での訓練や教育の様子、日々の生活の様子などが写真や当時訓練生の書いた手紙、道具類などの資料が「入隊」から「特攻」まで七つのテーマの部屋に分けて展示してありました。「特攻」の部屋では二万四千人が戦地へ赴き、戦死者は八割の一万九千人であったということです。そして敗

戦末期戦火が激しくなるなか非情な作戦が実行され、土浦海軍航空隊で予科練時代を過ごした若者たちによる特攻隊が編成され、実に予科練出身は海軍航空機による特攻戦死者の七割であったと云うことです。「国の為に」と云ってこのような若い命をむざむざと奪い取るのが戦争であり、政治家、為政者であることは今の時代でも変わらないのだと思いました。
この後土浦教会で分かち合い・閉会礼拝で終了。
参加人数四十九名(講師除く)
内埼玉地区は五名



第47回信教の自由を求める

二・一一集案案内

日時・二月一日(土・休)

会場・上尾合同教会

演題・未定

講師・薛恩峰氏

社会委員会報告

◎沖縄現地研修報告会

日時・五月二二日(日)

場所・浦和東教会

講師・本間一秀牧師(参加者一〇名)

◎第一回社会活動委員会及び

第二回社会委員会

日時・六月二二日(日) 三時

場所・行田教会

◎社会活動委員会

「憲法カフェ」(憲法学習会)

市民団体と共催で行われる。

講師・稲正樹先生(出席者三二名)

◎続いて第二回社会委員会

●学習会の反省

●今後の計画について

◎第一五回「環境問題講演会」

日時・七月二四日(日) 一五時

場所・和戸教会

講演「福島原発事故から五年―析

る、見る、聞く、語る」

講師・平沢功牧師(北千住教会)

(参加者二四名)

◎第一八回「平和を求める八・一

五集会」

日時・八月一五日(月) 一〇時

場所・埼玉和光教会

講演「決断する信仰、告白する教

会」

講師・朝岡勝牧師(日本同盟教団、

徳丸町キリスト教会)

(参加者八四名)

◎第三回社会委員会

日時・八月一五日(土) 一時三〇分
場所・ファミレス「ロイヤルホスト」

●環境問題講演会、八・一五集会の反省

●今後の活動予定の話し合い。

●小委員会報告

●関東教区社会活動協議会(土浦)について

◎第二回社会活動委員会及び

第四回社会委員会

日時・一〇月一六日(日) 三時

場所・上尾合同教会

◎活動委員会

●各教会の活動報告

(出席者二二名)

◎社会委員会

●二・一一集会の計画

●小委員会報告 (出席者八名)

編集後記

八・一五他諸集会等から次の様な事が判ってくる。
安倍政権は「積極的平和主義」とか「一億総活躍」等、一見、良さそうな言葉を次々と並べるが、その中身はとも怖いものだ。

つまり、その背景に民主主義の根幹である国民ひとりひとりの基本的人権を制限し、戦前のように大企業を中心にした富国強兵による国家主義を目指しているから

だ。(浅子)